

## 残留性有機汚染物質に係る第6回政府間交渉会議（INC6）の結果について

### 概要

残留性有機汚染物質に係る第6回交渉会議（INC6）が、平成14年6月17～21日にジュネーブ（スイス）において開催された（参加国数：131、参加者総数：400名（推定））。我が国からは、岩尾環境省環境保健部長（日本政府代表団団長）をはじめ、環境省、外務省、経済産業省の担当者が参加した。

INC6は、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）の採択（平成13年5月）後に初めて開催される国際会議であり、条約の発効及び履行に備えた検討（例：締約国会議（COP）及び残留性有機汚染物質検討委員会（POPs検討委員会）の事務規則、技術援助、利用可能最良技術などに関する作業グループの設置など）が行われ、19の決議が採択された（参考1参照）。

我が国からは、ヨハネスブルグサミット（WSSD）までの条約締結を目指し国会で審議中であることを表明するとともに、POPs環境モニタリング報告書（英語版）を配布し、環境モニタリングに関する取組の重要性を指摘した。

### 個別事項（主なもの）

#### 1．ビューローの拡大

5人から10人への拡大（G77・中国の提案）が支持された。我が国の所属するアジア太平洋グループでは、現行のインドに加え、中国がビューローに参加することになった。

#### 2．非意図的な製造・使用からの放出の抑制又は廃絶

利用可能な最良の技術（BAT）及び環境のための最良の慣行（BEP）に関する指針策定のための専門家グループの設置が合意された。

#### 3．ストックパイル（在庫）と廃棄物からの放出の削減又は廃絶

バーゼル条約との連携の強化の必要性が再認識されるとともに、同条約に基づく技術作業部会で検討が進められているPOPs廃棄物のガイドラインのうち、POPs条約にとっても適当としてCOPで採択すべき部分を整理・検討するよう条約事務局に対し要請がなされた。

#### 4．国内実施計画

既存のガイダンス文書（世界銀行及びUNEP作成）を参考に、国内実施計画作成のための暫定指針及び国内実施計画を策定及び更新していくための指針を作成していくことが合意された（参考2参照）。

#### 5．POP s 検討委員会

条約附属書に新たな化学物質を掲載すべきか否かを議論するための機関として条約に位置づけられているPOP s 検討会の規則などについて議論が行われた。検討会の規模は30～40人、委員の任期は4年、NGOの参加可能などにつき合意がなされた。

#### 6．技術支援

技術支援に関するガイダンスの検討の開始、地域センター等のキャパシティビルディングや技術移転に関する事前可能性調査、地域センター等に関するケーススタディの実施について合意された。また、技術支援や財政支援のための情報の共有・調整を目的とした能力支援ネットワーク（CAN）の仕組みを上記の事前可能性調査に盛り込むことが合意された。

#### 7．資金及び資金供与の制度

GEFとの間の覚え書き（MOU）の締結、資金供与のためのガイダンスの策定、資金供与メカニズムのレビューに関する委任事項の策定などに着手することについて合意された。

#### 8．有効性の評価

UNEPの2つの活動（残留性有害物質に関する地域ベース評価プロジェクト、グローバル環境モニタリングネットワーク）を有効な取組として認知。また、有効性評価に関する指針、有効性評価に最低限必要なデータの特定、比較可能なモニタリングデータに関する取り決めの策定の開始、データ取得のためのガイダンスの収集とそれをういたパイロットプロジェクトの実施などについて合意がなされた。

#### 9．その他

##### （1）予算

現状は大幅の赤字。次回会合で小規模の財政委員会を設置することになった。

##### （2）事務局の所在地

スイス、ドイツに加え、イタリアが立候補。

##### （3）条約発効の見通し

我が国を含め11ヶ国が条約への参加を表明した。会議冒頭に書面で配布されたトプファー事務総長の祝辞によると、現在のモーメンタムが続けば2003年中に発効するのではないかとの見通しが示されている。なお、第1回COPはウルグアイで開催予定。

（参考1） **第6回政府間交渉会議において採択された決定一覧**

- 決定 INC-6/1 政府間交渉会議の会合における手続きに関する規則の第8規則の改訂
- 決定 INC-6/2 DDT
- 決定 INC-6/3 個別の適用除外の登録（第3条、第4条、附属書A及び附属書B）
- 決定 INC-6/4 附属書Cに掲げる化学物質の現在及び将来の放出の評価
- 決定 INC-6/5 在庫及び廃棄物から生ずる排出を削減し又は廃絶するための措置：残留性有機汚染物質の環境上適正な管理に関する技術ガイドラインの作成
- 決定 INC-6/6 国内実施計画の作成を進める国を支援するための暫定指針及び国内実施計画を検討し更新するための指針の策定
- 決定 INC-6/7 残留性有機汚染物質に関する情報交換のためのクリアングハウス
- 決定 INC-6/8 技術支援に関する指針
- 決定 INC-6/9 地域及び小地域のセンターに関する可能性調査
- 決定 INC-6/10 地域及び小地域のセンターに関するケーススタディ
- 決定 INC-6/11 能力支援ネットワーク
- 決定 INC-6/12 地球環境基金（GEF）との理解に関する覚え書き（案）
- 決定 INC-6/13 資金供与の制度に関するガイダンス
- 決定 INC-6/14 第13条のpara 8における資金供与の制度の検討に関する権限（案）
- 決定 INC-6/15 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約を支援するやり方での関連する財政支援機関からの情報の収集
- 決定 INC-6/16 締約国の報告の様式と時期
- 決定 INC-6/17 有効性評価
- 決定 INC-6/18 不履行
- 決定 INC-6/19 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の恒久的な事務局のホストの提案に関する考慮

（参考2）

決定 INC-6/6: 国内実施計画の作成を進める国を支援するための暫定ガイダンス及び国内実施計画を検討し更新するための指針の策定

政府間交渉会議は、

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約における義務を履行するための実施計画を策定し、その実施に努めるとの各締約国の必要性を想起し、

国内実施計画の作成を進める12ヶ国を支援することを目的としたパイロットプロジェクトのために国連環境計画（UNEP）及び世界銀行がデンマーク政府の支援を受けて作成した指針文書を考慮し、

さらに、地球環境基金が機能付与活動のために作成した指針を考慮し、

1. 各国政府に対し、2002年10月31日までに、UNEP/POPS/INC.6/INF/8に言及のある全文書に関する各国の見解、及び国内実施計画の作成のための指針に関するその他の見解を事務局に提出するよう促し、

2. 事務局に対し、以下のことを求める。

（a） それらの見解及び既存の関連指針の資料に基づき、各国独自の状況、ニーズ、経験を考慮して、各国がそれぞれの国内実施計画を策定することを支援する暫定指針を準備し、

（b） 政府間交渉会議がその第7回会議において検討を行なえるよう、暫定指針文書（案）を提出し、

（c） 政府間交渉会議がその第7回会議において検討を行なえるよう、国内実施計画の検討及び更新に関する指針を準備する。